割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成25年１月31日　　経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本店の所在地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社藤井大丸友の会	京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地	友第5005号	平成24年12月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成25年１月31日　　近畿経済産業局長　小林　利典

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年４月１日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成25年４月１日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本店の所在地	営業廃止年月日
株式会社藤井大丸友の会	京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地	平成24年12月31日

記

あて先　〒540―8535　大阪市中央区大手前１－５―44
近畿経済産業局産業部消費経済課
電話　06―6966―6027

様式

申　出　書

近畿経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１．債務者の名称及び住所
２．債権額
３．債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第９０１００号
埼玉県和光市下新倉１丁目６番３号
申立人　安中　軍治
本籍東京都八王子市越野24番地３、最後の住所東京都八王子市越野24番地３　ロイヤルハイビスカ203号、死亡の場所東京都多摩市、死亡年月日平成24年10月24日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和40年10月17日、職業無職
被相続人　亡　安中　　清
事務所東京都渋谷区渋谷１丁目７番３号　三雄ビル６階　大田黒昔生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生
東京家庭裁判所立川支部

平成２４年（家）第５４２号
東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍青森県弘前市大字大原１丁目12番地17、最後の住所青森県弘前市大字南大町２丁目７番地29　コーポシャンポール５号、死亡の場所青森県黒石市、死亡年月日平成23年12月９日、出生の場所青森県南津軽郡石川町、出生年月日昭和15年５月16日、職業不詳
被相続人　亡　三上　勝行
青森県弘前市大字早稲田２丁目10番地７、事務所青森県弘前市大字早稲田３丁目９番地７司法書士法人あおば登記・法務事務所
相続財産管理人　司法書士　太田　宜邦
青森家庭裁判所弘前支部

平成２４年（家）第５７６号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍宮城県石巻市大街道西３丁目83番地２、最後の住所宮城県東松島市大曲字道下南73番地10、死亡の場所宮城県東松島市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所宮城県牡鹿郡鮎川町、出生年月日昭和21年12月13日、職業不明
被相続人　亡　小野寺勝彦
宮城県仙台市青葉区片平１丁目１番11号カタヒラビル６階南側法律事務所絆
相続財産管理人　及川　貴士
仙台家庭裁判所石巻支部

平成２４年（家）第１１１４号
群馬県前橋市富士見町小暮1199―４
申立人　大内　洋子
本籍群馬県前橋市高井町１丁目２番地11、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成23年４月24日、出生の場所群馬県群馬郡金古町、出生年月日昭和６年８月10日、職業無職
被相続人　亡　佐藤トモエ
事務所群馬県高崎市下小鳥町92―３
相続財産管理人　飯塚　　浩
前橋家庭裁判所

平成２４年（家）第１１１５号
群馬県前橋市富士見町小暮1199―４
申立人　大内　洋子
本籍群馬県前橋市高井町１丁目２番地11、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日平成23年２月２日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和34年12月13日、職業無職
被相続人　亡　佐藤　良幸
事務所群馬県高崎市下小鳥町92―３
相続財産管理人　飯塚　　浩
前橋家庭裁判所

平成２４年（家）第７１５０６号
東京都江東区東陽５丁目23番６―118号
申立人　星　　良子
本籍東京都大田区中馬込１丁目19番地、最後の住所東京都小平市小川東町４丁目１番１号、死亡の場所東京都小平市、死亡年月日平成24年６月12日、出生の場所東京都世田谷区、出生年月日昭和48年12月30日、職業不詳
被相続人　亡　杉山　祐子
事務所東京都千代田区内幸町２丁目２番２号富国生命ビル17階石澤・神・佐藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栃尾真理子（登録姓島田）
東京家庭裁判所